伊万里市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４７条第１項第１号、第７９条第２項第１号並びに第８１条第１項及び第２項の規定に基づき、基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等に関する基準」という。）及び指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法の例による。

（指定居宅介護支援等に関する基準）

第３条　法第４７条第１項第１号並びに第８１条第１項及び第２項の規定により条例で定める指定居宅介護支援等に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号）に定める基準とする。

（指定居宅介護支援事業者の指定申請者）

第４条　法第７９条第２項第１号の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３２条の３の２に定める者とする。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。